

諮詢序：外務大臣

諮詢日：令和5年2月6日（令和5年（行情）諮詢第160号）及び同年10月23日（同第943号ないし同第945号）

答申日：令和8年1月19日（令和7年度（行情）答申第791号及び同第793号ないし同第795号）

事件名：「関連国会答弁（27.5.12（火）参・外防委）」の一部開示決定に関する件

同盟調整メカニズムの設置に係る決裁文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1（1）ないし（3）に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる19文書（以下、順に「文書1」ないし「文書19」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年3月14日付け情報公開第03570号及び令和5年6月2日付け情報公開第00636号ないし同第00638号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

##### （1）審査請求書1（原処分1について）

ア （略）

イ （略）

ウ 一部に対する不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 審査請求書 2 ないし審査請求書 4 (原処分 2 ないし原処分 4 について)

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

決裁文書に該当する文書が特定されていないようなので、関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

また審査請求人は確認をするすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

イ (略)

ウ 上記 (1) ウに同じ。

(3) 意見書 (原処分 2 について)

決裁書が特定されていない。

日米両政府による同盟調整メカニズムの設置においては、外務省で決裁が行われているはずであり、それに関する決裁書が存在するはずである。

諮問庁の決裁書の一般的な様式を見る限り、1枚目は決裁に関わった者のサインがあるだけである。

この箇所については開示可能であるはずであるので、改めて特定の上、開示するべきである。

### 第3 諒問庁の説明の要旨

1 原処分 1 (令和 5 年 (行情) 諒問第 160 号)

(1) 経緯

処分庁は、令和 4 年 1 月 11 日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書 1 の開示請求に対し、法 11 条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として 1 件の文書を対象文書として特定し、部分開示とする決定 (原処分 1) を行った。

これに対し、審査請求人は、令和 4 年 3 月 8 日付けで原処分 1 の取り消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の 2 に掲げる文書 1 である。

(3) 不開示とした部分について

当該不開示部分は、特定の国会議員の関心事項が記載されていることから、これを公にした場合、特定の国会議員の関心事項及び問題意識が明らかとなり、国民からの一方的な評価や誤解を招きかねず、当該議員の不利益となるおそれがある。そうすると、当該不開示部分を公にすることにより、特定の国会議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会質問対応等の行政事務に必要な情報の入手が困難となるなど、行政事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに

該当するため不開示としたものである。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、（略）一部に対する不開示決定の取り消し等を主張する。しかしながら、（略）処分庁は、上記（3）のとおり本件対象文書について開示の是非を慎重に判断しており、文書1の一部を不開示としたことは妥当である。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分1を維持することが妥当であると判断する。

2 原処分2（令和5年（行情）諮問第943号）

(1) 経緯

処分庁は、令和4年1月11日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書1の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分の決定として1件の文書を特定し、開示（原文ママ）とする決定（原処分1）を行い、更に、最終の決定として18件の文書を特定し、7件を開示、3件を部分開示、8件を不開示とする決定（原処分2）を行った。

これに対し、審査請求人は、令和5年6月10日付けで原処分2の取り消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の2に掲げる文書2ないし文書19の18文書である。

(3) 不開示とした部分について

ア 文書10は、公にしないことを前提とした米国との安全保障に関する事務レベルの協議の内容であり、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、その結果、今後米国との間で忌憚のない意見交換を行うことが阻害され、処分庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ 文書8（ウ以外の不開示部分）、文書11ないし文書19は、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議・検討の内容に関する情報、又は、米国政府との協議に関する情報であり、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、不開示とした。

ウ 文書8（5、6頁目）は、我が国政府機関の非公表の連絡先であり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、①特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める、  
(略)、③一部に対する不開示決定の取り消しを主張する。①について、  
処分庁は審査請求人が請求した内容に該当する行政文書を十分に探索して  
特定しており、文書の特定に漏れはない。(略)③について、処分庁は、上記(3)  
のとおり本件対象文書について開示の是非を慎重に判断しており、文書2ないし文書19の一部を不開示としたことは妥当である。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分2を維持することが妥当であると判断する。

3 原処分3(令和5年(行情) 諒問第944号)

(1) 経緯

処分庁は、令和4年3月22日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書2の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い(令和4年5月23日付け情報公開第00398号)、更に、最終の決定として17件の文書を特定し、6件を開示、3件を部分開示、8件を不開示とする決定(原処分3)を行った。

これに対し、審査請求人は、令和5年6月10日付けで原処分3の取り消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の2に掲げる文書3ないし文書19の17文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記2(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記2(4)と同旨(ただし、「文書2ないし文書19」とあるのは「文書3ないし文書19」と読み替える。)。

(5) 結論

上記2(5)と同旨(ただし、「原処分2」とあるのは「原処分3」と読み替える。)。

4 原処分4(令和5年(行情) 諒問第945号)

(1) 経緯

処分庁は、令和4年5月30日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書3の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い(令和4年7月29日付け情報公開第0117

号)、更に、最終の決定として16件の文書を特定し、5件を開示、3件を部分開示、8件を不開示とする決定（原処分4）を行った。

これに対し、審査請求人は、令和5年6月10日付けで原処分4の取り消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の2に掲げる文書4ないし文書19の16文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記2(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記2(4)と同旨（ただし、「文書2ないし文書19」とあるのは「文書4ないし文書19」と読み替える。）。

(5) 結論

上記2(5)と同旨（ただし、「原処分2」とあるのは「原処分4」と読み替える。）。

## 5 補充理由説明書

文書8（5、6項目以外の不開示部分）については、法5条3号及び5号に該当することを理由に不開示としたが、文書8の1項目2行目には、政府職員のメールアドレスが記載されている。これを公にした場合、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示理由を追加する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- |              |   |
|--------------|---|
| ① 令和5年2月6日   | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第160号）                    |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）                         |
| ③ 同月28日      | 審議（同上）                                    |
| ④ 同年10月23日   | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第943号ないし同第945号）           |
| ⑤ 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）                         |
| ⑥ 同年11月14日   | 審議（同上）                                    |
| ⑦ 同月29日      | 審査請求人から意見書を收受（令和5年（行情）諮問第943号）            |
| ⑧ 令和7年11月21日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受（令和5年（行情）諮問第943号ないし同第945号） |

- ⑨ 同月 26 日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議（令和 5 年（行情）諮問第 160 号及び同第 943 号ないし同第 945 号）
- ⑩ 令和 8 年 1 月 13 日 令和 5 年（行情）諮問第 160 号及び同第 943 号ないし同第 945 号の併合並びに審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号、 5 号及び 6 号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、不開示理由に法 5 条 6 号柱書きを追加した上で、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

#### ア 本件請求文書 1 に係る文書の特定について

本件開示請求文言にいう「同盟調整メカニズム」とは、日本の平和と安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性のあるあらゆる状況に、切れ目のない形で実効的に対処するための仕組みとして、平成 27 年 4 月に改定した「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」に基づき、同年 11 月に日米両政府によって、新たに設置されたものであることから、本件開示請求は、当該設置に係る外務省における決裁文書等の開示を求めているものと解し、別紙の 2 に掲げる本件対象文書を特定し、文書 1 につき先行開示決定（令和 4 年 3 月 14 日付け情報公開第 03570 号、原処分 1）を行い、文書 2 ないし文書 19 につき原処分 2 を行った。

#### イ 本件請求文書 2 に係る文書の特定について

本件請求文書 2 に係る開示請求書には、「情報公開第 03570 号（2021-00743）で追加的に開示決定等を行う予定に該当するもの全て。」と記載されていることから、本件請求文書 1 の開示請求（開示請求番号 2021-00743）に係る先行開示決定（情報公開第 03570 号、原処分 1）で開示された文書 1 を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、別紙の 2 に掲げる文書 2 ないし文

書19を特定し、文書2につき先行開示決定（令和4年5月23日付け情報公開第00398号）を行い、文書3ないし文書19につき原処分3を行った。

ウ 本件請求文書3に係る文書の特定について

本件請求文書3に係る開示請求書には、「情報公開第00398号（2021-00977）で追加的に開示決定等を行う予定に該当するもの全て。」と記載されていることから、本件請求文書2の開示請求（開示請求番号2021-00977）に係る先行開示決定（情報公開第00398号）で開示された文書2を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、別紙の2に掲げる文書3ないし文書19を特定し、文書3につき先行開示決定（令和4年7月29日付け情報公開第01117号）を行い、文書4ないし文書19につき原処分4を行った。

エ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

（2）これを検討するに、上記（1）アないしウの文書の特定方法に問題はなく、上記（1）エの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったなどとする上記（1）の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

（1）別表の番号1について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、公開しないことを前提として議員事務所から入手した情報であり、これを一方的に公にすると、質問議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該部分には、特定の国会議員の公表していない関心事項に関する情報が記載されていると認められる。

これを公にすることにより、質問議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの説明は否定することはできず、これを覆すに足

りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (2) 別表の番号2及び番号3について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、同盟調整メカニズムの設置に関し、日米間及び政府部内で調整した情報が記載されている。

当該情報については、対外公表しないことを前提として、米国側と調整していることから、これを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがある。また、仮に同種の調整が将来行われる場合には、連絡手段を含め、調整過程を公にすることにより、交渉上、我が国の不利益を被るおそれが否定できない。

さらに、当該情報を公にすることにより、日米安保体制の下での日米の安全保障協力の枠組み等が明らかとなり、敵意を有する相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、国の安全が害されるおそれがあることから不開示とした。

イ 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、当該部分には、同盟調整メカニズムの枠組み及び運用等に係る具体的な内容が記載されていることが認められる。

当該部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分が開示されるととなれば、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるなどとする上記アの諮詢庁の説明は首肯できる。

そうすると、当該部分は、これを公にすることにより、日米間及び政府部内における調整過程が明らかとなり、今後、日米間で忌たんのない協議を行えなくなるおそれがあるなど、我が国と米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、番号2については同条6号について、番号3については同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、別紙の3に掲げる部分については、当該文書の主管部署、保存期間、協議先、宛先及び決裁者に係る記載にすぎないことから、これを公にしたとしても、米国との信頼関係が損なわれ、米国との交渉上の不利益を被るおそれ、国の安全が害されるおそれ、又は政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないもので、法5条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### (3) 別表の番号4について

当該部分には、我が国政府職員の非公表のメールアドレス、直通電話番号及び内線番号が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条3号、5号、6号及び同号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、外務省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書1　日米両政府による同盟調整メカニズムの設置に係る外務省における決裁文書、及び当該文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て。【裏面をご参照下さい】
- (2) 本件請求文書2　情報公開第03570号（2021-00743）  
で追加的に開示決定等を行う予定に該当するもの全て。
- (3) 本件請求文書3　情報公開第00398号（2021-00977）  
で追加的に開示決定等を行う予定に該当するもの全て。

### 2 本件対象文書

- 文書1　関連国会答弁（27.5.12（火）参・外防委）
- 文書2　関連議事録（参・外防委　平成14年6月11日）
- 文書3　関連報道（平成27年11月4日）
- 文書4　G L事前記者ブリーフ（H27/4/24）
- 文書5　【資料送付】同盟調整メカニズム及び共同計画策定メカニズム
- 文書6　ACM・BPM公表時想定
- 文書7　同盟調整メカニズム（ACM）・共同計画策定メカニズム（B  
PM）の設置について（平成27年10月30日）
- 文書8　〈アポ取り〉29日（木）19：40現在
- 文書9　しんぶん赤旗への回答
- 文書10　事務連絡①
- 文書11　想定の調整文書
- 文書12　想定の調整文書
- 文書13　想定の調整文書
- 文書14　想定の調整文書
- 文書15　想定の調整文書
- 文書16　事前通報に関する調整文書
- 文書17　概要の調整文書
- 文書18　想定の調整文書
- 文書19　同盟調整メカニズムの設置に係る外務省における決裁文書、  
および当該文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の  
文書

### 3 開示すべき部分

文書19の同盟調整メカニズムの設置に係る外務省における決裁文書のうち主管部署、保存期間、協議先、宛先及び決裁者に係る記載部分

別表（不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示 条項
1	文書 1	国の機関が行う事務に関する情報でありこれを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。	6 号柱書き
2	文書 10	公にしないことを前提とした米国との安全保障に関する事務レベルの協議の内容であり、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、その結果、今後米国との間で忌憚のない意見交換を行うことが阻害され、当省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。 (原処分 2 及び原処分 4)	3 号、 6 号
		公にしないことを前提とした米国政府との協議に内容に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、不開示とした。 (原処分 3)	
3	文書 8 (番号 4 を除く。)、文書 11 ないし文書 19	公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議 (検討) の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、不開示とした。	3 号、 5 号
4	文書 8 (1 頁目 2 行目)	公にした場合、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。	6 号柱書き

	文書8（5、6頁 目）	我が国政府機関の非公表の連絡先であり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	6号
--	----------------	--	----

※当審査会事務局において整理した。